

平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年3月8日 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員 |
| 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員 4名

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 大山 貴 委員 |
| 飯田 展久 委員 | | |

3 欠席委員

農業委員 1名

2. 古川 和昭 委員

農地利用最適化推進委員 1名

- 濱田 光一 委員

4 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- | | |
|---|----|
| 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 1件 |
| 議案第6号 鎌ヶ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 2件 |
| 報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 1件 |

6 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、平成30年

鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

8番石井栄一委員

9番時田将委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長 議長

葛山 議長 8番、石井栄一班長

石井 班長 第1班の現地調査の報告をいたします。

平成30年2月27日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について2件、農地法第5条の規定による許可申請について2件、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について1件、の計7件です。

第1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1、審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、審議番号1、審議番号2は一括審議といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1は畑6筆で、合計面積2,498平方メートルです。

審議番号2は畑1筆で、面積419平方メートルです。

転用計画は、貸駐車場用地です。

申請理由は、申請人は、高齢のため農地の耕作が難しく、農業経営を縮小せざるを得なくなり、近隣球団からの駐車場の要望もあり、合計89台分の貸駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、周囲に高さ30センチメートルの土塁を設け、敷地内を転圧後、表層を再生土で舗装することにより自然浸透させ、隣地への流出を抑制します。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、申請地は、代替性として、申請地は距離的にも適当であり、他の土地で代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の通帳により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

奥山 委員

議長

葛山 議長

6番、奥山喜和子委員

奥山 委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括して報告いたします。

平成30年2月27日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

審議番号1は畑6筆、合計面積2,498平方メートルで、審議番号2が畑1筆、面積419平方メートルで、合計2,917平方メートルの現況は普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、今回の貸駐車場は近隣球団からの要望とのことであるので、球団敷地内に駐車場の表示はしてもらえるのか、また、駐車料金の徴収方法の確認に対し、許可後に球団側と検討するとのことでした。

また、球団でのイベントがないときなどの利用について確認したところ、球団職員等の駐車場を検討しているとのことでした。

現場に井戸及び井戸に係る電線の引き込みがあったため、今後撤去するのか確認したところ、球団からそのまま残してほしいとの要望があったとのことでした。

次に、隣接に河川があり、境界が法面になっていることから、危険性が考えられるので、柵等の設置を要望したところ、単管パイプ等の設置を検討するとのこ

とであり、本日単管パイプ等の記載された土地利用計画図を確認いたしました。

最後に、許可後は速やかに着工し、利用開始後は完了報告書を提出するとともに、地目変更するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積2,094平方メートルです。

転用計画は、賃借権による資材置場用地のための一時転用です。

申請理由は、譲受人は、土木・建築業を営んでおり、南初富2丁目の工事現場は、市街化区域内であり、資材置場として使用できる用地がなく、工事現場から直線距離で2キロメートル、現場から出ると見積られる土砂1,200立方メートルを仮置きできる広い資材置場を探していたところ、申請地に一時転用するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、車両通路部分に鉄板を敷き圧力を分散するとともに、雨水対策として、境界より2メートル離れた位置に、高さ20センチメートルの木板で囲み、敷地内で自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。日照、通風については、資材の高さを2メートル以内に抑え、防砂ネットすることで影響がないようにしています。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、代替性としては、大型車の出入りを考慮すると国道464号に面した申請地は他の土地で代替えがきかないものと思わ

れます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。なお、一時転用終了後、速やかに原状回復する旨の誓約書が申請者双方から提出されており、併せて、野菜の作付け計画も提出されています。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

葛山 議長

10番、鈴木有光委員

鈴木 委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

2月27日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,094平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、前面道路は国道でもあり交通量が多いことから、資材の搬出入時等十分注意すること、許可後は速やかに着工し、完了後は農地に復元するとともに農地復元報告書を提出し、農地復元誓約書どおり耕作することを指導しました。

最後に、事業内容等に変更が生じた場合は、事前に事務局に相談するよう周知しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆で、面積440平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による分家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は、現在、アパートに住んでおりますが、家族が増え、居住空間が手狭であること、また介護等を考慮し両親宅に隣接する申請地に分家住宅を計画するものです。

譲渡人は、市街化区域内に土地を所有しておらず、実家の隣接の当該地を選択したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

雨水対策として、既設ブロックにより周囲への流出抑制を図るとともに、立水柱から前面道路まで排水管を敷設し排水します。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、おおむね500メートル以内に医療施設等が二つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、金融機関の住宅ローン事前審査結果のお知らせにより確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

葛山 議長 6番、奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

2月27日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積440平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、出入り口付近に井戸と電柱があるので、車両等の出入りに危険ではないかとの確認に対し、通路部分の幅員を確保できているので大丈夫であるとの回答でした。

次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中等は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するとともに、地目変更するよう指導しました。

最後に、事業内容等に変更が生じた場合は、事前に事務局に相談するよう周知しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年2月23日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積4,398平方メートルの農地の賃貸借による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には荒廃農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 推進委員 議長

葛山 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 推進委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑4筆、合計面積4,398平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借権による3年間の利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案3号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑8筆、合計面積4,946平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 推進委員 議長

葛山 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 推進委員 議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑8筆、合計面積4,946平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第5号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1でございます。

本案につきましては、市川税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は平成30年5月1日です。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 10番、鈴木有光委員

鈴木 委員 議案第5号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1を報告いたします。

現地は中沢地区の市川市との市境にあり、梨畑として適切に耕作されてきました。

自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第5号は可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第6号鎌ヶ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の8ページから12ページまでをご覧ください。

議案第6号鎌ヶ谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、を説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日より施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、改正法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地域ごとの活動を通じて、地域の特性にも配慮しつつ農地利用の最適化を一体的に進めることができるよう、鎌ヶ谷市農業委員会の指針として、具体的な目標と取り組み方法を定めようとするものです。

この農地等の利用の最適化とは具体的には、3つ業務がございます。

①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進、この3項目について、目標数値と具体的な取り組み方法を明記していきます。

また、平成35年を目標としておりますが、これは平成25年12月の農林水産・地域の活力創造プランで、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立とされていることからそれに合わせております。

さらに農地等の利用の最適化に関する指針を農業委員会として策定するにあたり、推進委員の意見を聴かなければならないとあり、会長と職務代理者、推進委員で2回の会議を行いました。

日常的な現場活動は、農業委員と推進委員が連携して取り組むこととなります。

ここは、根幹となっておりますので、皆さんよろしく申し上げます。

次に指針の内容ですが、遊休農地の発生防止・解消については、別紙(案)に記載のとおりです。

担い手への農地利用の集積・集約化については、目標値を9.5パーセントとしておりますが、平成26年9月の農業経営の基盤強化の促進に関する基本構想から引用しております。

目標数値的には高く、達成は、簡単ではないと思われませんが、会議の意見としてこの目標値で行くところのお考えにより決めさせていただいております。

今後、皆さんが活動する上で、ご承知願います。

新規参入の促進については、記載のとおりです。

承認後は、ホームページで公表をする予定であり、本議案のとおり決定することとしてよろしいかお諮りするものです。

以上です。

葛山 議長 質疑に入ります。

鈴木 推進委員 議長

葛山 議長 鈴木吉夫推進委員

鈴木 推進委員 5年先の戸数、面積が変わらないのはおかしい、この値に縛られないでしょうか。その説明を皆さんにお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書11ページの参考値のところだと思います。

参考値農家戸数の381戸は、2回の会議の中で減らさないという考えで、この目標値を了承してもらい、今回の提案となりました。

今後、見直すことは可能であると思います。

浅海 委員 議長

葛山 議長 7番、浅海博行委員

浅海 委員 管内の農地面積は、平成32年、平成35年どちらも452ヘクタールと同一ですが、他市の状況を調べたところ、平成32年、平成35年と低くなっていく市が多く、また、その中で空白にしている市もありました。

平成32年、平成35年と農地の面積がどう変わっていくのか分からないという意味であると思います。その市のように空白で出しても良いのではないのでしょうか。増えることはないと思います。

皆さんも考えていただきたいと思います。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 確かにある市は空白で出ていました。ある市は面積の変更がなく出ていました。他市では減少で出ています。色々のパターンがあり、考え方のひとつであると思います。空欄、現状維持、減少もひとつの手段であり、今後、見直すことはできます。

浅海 委員 議長

葛山 議長 7番、浅海博行委員

浅海 委員 現状維持はあり得ないと思います。毎月のように転用がされており、農地は減るばかりであり、ここは現状のままでなく、変えた方がいいと思います。

佐山 局長 議長

葛山 議長 佐山局長

佐山 局長 委員の言われたように空白も可能であると思います。その場合集積面積の数字、割合が、表示できなくなります。目標値として、9.5パーセントがあるのであれば、農地面積A、集積面積Bも空白となります。

鈴木 推進委員 議長

葛山 議長 鈴木吉夫推進委員

鈴木 推進委員 9.5パーセントの根拠は。

佐山 局長 議長

葛山 議長 佐山局長

佐山 局長 明白な数字はなかったので、鎌ヶ谷市策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想より引用しております。

浅海 副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海 副主幹 農地利用集積の目標割合については、農業委員会で皆さんが決定した活動計画に数字の目標があり、こちらを使うのも、ひとつの案と思います。

佐山 局長 議長

葛山 議長 佐山局長

佐山 局長 推進委員との2回の会議の中で、農地利用集積の目標割合が9.5パーセントの数字で諮っており、その上での提案になります。

時田 委員 議長

葛山 議長 9番、時田将委員

時田 委員 実現可能な目標を掲げる方がいいのではないかと。

葛山 議長 推進委員の皆さんの意見はいかがでしょうかと。

鈴木 推進委員 議長

葛山 議長 鈴木吉夫推進委員

鈴木 推進委員 ブランクという方法があるのでしたら、よい手法であると思います。努力目標として、その集積率の数字があると思います。

浅海 委員 議長

葛山 議長 7番、浅海博行委員

浅海 委員 集積面積のBもなくなるのは、集積の目標値なので、そこまで消すことはないとしたいと思います。

佐山 局長 議長

葛山 議長 佐山局長

佐山 局長 今日の案については、農業委員会の活動点検・評価と計画を基に改めて数字を作り直し、再検討することをお願いしたい。

葛山 議長 議案第6号については、継続審議とします。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。
報告第1号から報告第4号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海 副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海 副主幹 議案書の13ページから14ページまでをご覧ください。
報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について4件の計7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。
続きまして、議案書の15ページをご覧ください。
報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。
続きまして、議案書の16ページをご覧ください。
報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、公衆用道路となっておりましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。
以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。
以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後5時10分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年3月29日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石 井 栄 一

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時 田 将